

西脇市飲用井戸等衛生対策指導要領

1 趣旨

この要領は、飲用井戸等の水質に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲用井戸及び小規模貯水槽水道（以下「飲用井戸等」という。）の水質検査の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設

この要領は、次の(1)～(2)について適用する。ただし、(1)については特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水以外の水（以下「井戸水等」という。）を使用しているものに限る。

(1) 飲用井戸

ア 業務用飲用井戸 官公庁、学校、店舗、工場その他の事業所等に対して井戸水等により飲用水を供給する施設（導管等を含む。）。ただし、生活関連施設（旅館業、公衆浴場、興行場、理容・美容業、クリーニング業）及び食品関連施設に使用されているものを除く（営業許可に係る部分に限る。）。

イ 一般飲用井戸 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して井戸水等により飲料水を供給する施設（導管等を含む。）

(2) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽（水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のもの）若しくは特設水道から供給を受ける水のみを水源とする貯水槽を有する施設

3 水質検査の項目及び実施方法

水質検査については「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）に準じて行うものとする。

(1) 飲用井戸

近年の地下水汚染の傾向により水質検査の必要性について啓発を行い、検査に当たっては、次により行うよう指導する。

ア 給水開始前に水道法（昭和32年法律第177号）に準じた水質検査を行い、これに適合していることを確認すること（全項目の実施が望ましいが、施設周辺の状況等により、項目を設定することは差し支えない。）。

イ 定期検査は、次の項目について年1回行うことが望ましい。

一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度及び過去

- ・ 周囲の水質検査結果から判断して必要となる項目
- ウ 臨時の水質検査は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めた場合、水質基準項目のうち必要なものについて検査を行う。
- (2) 小規模貯水槽水道
 - 定期的に外観検査や給水栓における水質の検査（色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無）及び清掃などの衛生管理を実施するよう指導する。
- 4 検査の全部又は一部を省略できる場合の取扱い
 - 一つの水源から消毒等浄水操作を行った後、その水を複数の施設で利用する場合、一つの施設において水質検査を行った水質検査成績書をもって他の場所における水質検査結果とみなすことができる。
- 5 検査機関及び検査方法
 - (1) 検査機関
 - 検査機関は、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関とする。
 - (2) 検査方法
 - 検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に記載された方法を原則とする。
- 6 検査結果の評価
 - (1) 水質検査項目の基準値は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）のとおりとする。
 - (2) 検査結果の判定に当たっては、各基準値との対比により判断する。
- 7 基準を超えた場合等の措置
 - (1) 水質検査の結果、6(1)に規定する基準値を超えた場合には、原因究明や施設改善など必要な指導を行う。
 - (2) 重金属、有機塩素系化合物等、人の健康に影響を及ぼすおそれのある検査結果が判明した場合は、（県健康福祉事務所、県環境部局とも連携をとりながら、）汚染原因の調査・対策について協議するものとする。
 - (3) 6(1)に規定する基準値を超えるおそれがある場合、その項目について次の定期検査において検査するよう指導する。
- 8 実態把握等
 - (1) 関係機関と連携し、井戸水等の利用状況及び水質の実態把握に努めるとともに、水質悪化のおそれがある場合は、利用者が多く影響が広範囲に及ぶ施設に重点をおき、必要な水質検査を指導する。
 - (2) 井戸水等の使用者に対し、近年の地下水汚染の傾向を説明し、

水源周辺の清潔保持・水質検査の必要性等について広報・講習会等により啓発を行う。

- (3) 複数の事業者等が使用している井戸水等の実態把握に努めるとともに、水質検査の実施など共同で水質管理等を行うよう指導する。
- (4) 水道普及地域における井戸水等の使用者に対しては、水質管理の観点から、可能な限り水道使用に切り替えるよう指導する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。